狛江市教育委員会要綱第22号

狛江市教育支援センターにおける情報端末の利用及び管理に関する要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和7年12月12日

狛江市教育委員会 教育長　柏原　聖子

狛江市教育支援センターにおける情報端末の利用及び管理に関する要綱の一部を改正する要綱

令和７年12月12日
教育委員会要綱第22号

狛江市教育支援センターにおける情報端末の利用及び管理に関する要綱（平成25年教育委員会要綱第35号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（情報セキュリティ対策） **第10条**　情報セキュリティ対策については、狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシー（令和７年10月10日教育長決裁）の規定に基づくものとする。	（情報セキュリティ対策） **第10条**　情報セキュリティ対策については、狛江市教育委員会情報セキュリティポリシー（平成30年11月12日教育長決裁）の規定に基づくものとする。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。